

物 品 売 買 契 約 書 (案)

令和 年 月 日

甲 契約担当者 秋田県立湯沢高等学校
校長 小松 弘樹

乙 契 約 者
住 所
商 号
氏 名

次の物件売買について、契約担当者 秋田県立湯沢高等学校 校長 小松 弘樹を甲とし、
契約者 を乙として次の条項により契約を締結する。

この契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

(総 則)

第 1 条 契約金額、物件名及び数量等は次のとおりとする。

(1) 契約金額 円
(うち取引に係る消費税額及び地方消費税額 円)

(2) 物件名、規格・品質等

物 件 名	規 格 ・ 品 質	数 量	単 位	単 価	金 額	摘 要
冷暖房用 エアコン		4	台			

(3) 納入期限 令和 3 年 3 月 3 1 日 (水)

(4) 納入場所 秋田県立湯沢高等学校

(5) 契約保証金 ¥ 円
(免除の場合) 秋田県財務規則第 1 7 8 条第 号により免除

(6) 契約保証金の納付時期及び方法

(秘密の保持)

第 2 条 乙は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(納入及び検査)

第 3 条 乙は、物品を納入しようとするときは、その旨を甲に通知しなければならない。

2 甲は、前項の通知を受けたときは直ちに検査を行い、検査に合格したものについては、その引渡しを受けるものとする。

3 乙は、前項の検査において不合格となった場合は、すみやかに代品と取り替えて再検査を受けなければならない。この場合においては、前 2 項の規定を準用する。

(中間検査)

第4条 甲は、必要があるときは中間検査を行い、又は、納入計画その他必要と認める事項について、乙の報告を求めることができる。

(代金の支払)

第5条 甲は、物品の引き渡しを受けた後、乙の適法な支払請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に支払わなければならない。

(危険負担)

第6条 第2条の引き渡し前に生じた物品についての損害は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき理由による場合は、甲の負担とする。

(履行遅滞)

第7条 乙は、納入期限までに契約を履行することができないときは、その理由を付した書面により、甲に納入期限の延長を申出なければならない。

2 前項の申出があった場合において、甲が納入期限の延長を承認したときは、その理由が天災その他不可抗力によるものと甲が認めた場合、又は甲の責めに帰すべきものである場合を除き、乙はその納入期限の翌日から納入の日までの日数(検査に要した日数を除く)に応じ、次の式により起算して得た額を、違約金として甲に支払わなければならない。

契約金額(分納した場合は、遅滞に係る額) × $\frac{\text{遅滞日数} \times 2.6 \text{ パーセント}}{365}$

(権利又は義務の譲渡等)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(解除)

第9条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(1) 乙の責に帰する理由により乙が期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと認められるとき。

(2) 乙がこの契約の条項に違反したとき。

(3) 乙から契約解除の申出があったとき。

(4) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員をいう。以下この条において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この条において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(5) 暴力団(暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(6) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(7) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

2 前項の規定によりこの契約が解除されたときは、乙は解除部分に対する100分の10に相当する額の賠償金を甲に支払わなければならない。

(費用の負担)

第10条 物品の納入及び検査に要する費用(不合格品の引き取りに要する費用を含む。)はすべて、乙の負担とする。

(その他)

第11条 この契約について定めのない事項については、必要に応じ、甲乙協議して定めるものとする。